

平成22年度 天理市立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度天理市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|     |         |          |
|-----|---------|----------|
| (1) | 病 床 数   | 129 床    |
| (2) | 年間患者数   |          |
|     | 入 院 延   | 35,040 人 |
|     | 外 来 延   | 79,182 人 |
| (3) | 一日平均患者数 |          |
|     | 入 院     | 96 人     |
|     | 外 来     | 318 人    |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|     |           |           |    |
|-----|-----------|-----------|----|
|     | 収         | 入         |    |
| 第1款 | 病院事業収益    | 2,061,786 | 千円 |
| 第1項 | 医 業 収 益   | 1,936,282 | 千円 |
| 第2項 | 医 業 外 収 益 | 125,503   | 千円 |
| 第3項 | 特 別 利 益   | 1         | 千円 |
|     | 支         | 出         |    |
| 第1款 | 病院事業費用    | 2,061,786 | 千円 |
| 第1項 | 医 業 費 用   | 2,012,615 | 千円 |
| 第2項 | 医 業 外 費 用 | 47,056    | 千円 |
| 第3項 | 特 別 損 失   | 1,815     | 千円 |
| 第4項 | 予 備 費     | 300       | 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額37,544千円は当年度分損益勘定留保資金37,544千円で補てんするものとする。)

|     |                 |         |    |
|-----|-----------------|---------|----|
|     | 収               | 入       |    |
| 第1款 | 資本的収入           | 97,715  | 千円 |
| 第1項 | 企 業 債           | 55,000  | 千円 |
| 第2項 | 補 助 金           | 42,713  | 千円 |
| 第3項 | 固 定 資 産 売 却 代 金 | 1       | 千円 |
| 第4項 | 寄 附 金           | 1       | 千円 |
|     | 支               | 出       |    |
| 第1款 | 資本的支出           | 135,259 | 千円 |
| 第1項 | 建 設 改 良 費       | 62,570  | 千円 |
| 第2項 | 企 業 債 償 還 金     | 72,489  | 千円 |
| 第3項 | 予 備 費           | 200     | 千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的        | 限度額          | 起債の方法 | 利率         | 償還の方法   |
|--------------|--------------|-------|------------|---|
| 建物整備及び医療器械購入 | 千円<br>55,000 | 証書借入  | %<br>5.0以内 | 借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,315,142千円

(他会計からの補助金)

第9条 県及び一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

県費 2,516千円、一般会計 282,202千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、270,603千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

|          | 種類   | 名称           | 数量 |
|----------|------|--------------|----|
| 1 取得する資産 | 器械備品 | デジタルX線TVシステム | 1式 |

平成22年3月8日 提出

天理市長 南 佳策